

伝統的工芸品産業振興補助金

令和6年度予算案額 7.2億円（7.2億円）

製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室

事業の内容

事業目的

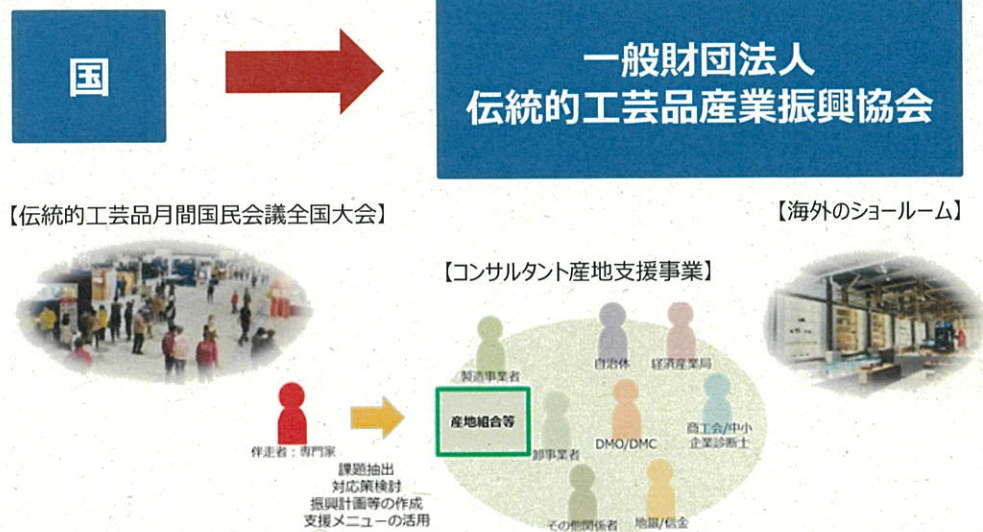
伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、大阪関西万博をはじめとした海外プロモーションを含む国内外への伝統的工芸品の普及啓発や需要開拓、自立を前提とした産地指導の強化や伝統的工芸品のサプライチェーン等を含む産地の実態にかかる調査事業、伝統工芸士認定事業など、個別産地では対応が困難、あるいは非効率となる全国規模の事業への支援を通じ、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

事業概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第23条に基づき設立された、伝統的工芸品産業の振興を目的とする一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する産地横断的な人材確保事業、技術・技法継承事業、産地指導事業、普及推進事業、需要開拓事業等の経費の一部を、同法第26条に基づき補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（全指定産地共通：定額、個別産地：2/3、伝産協会のPRとなるもの：1/2）



成果目標

一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する普及推進事業を通して、国民への伝統的工芸品産業の認知度向上を図る。

また、継続的に行われる人材確保事業、技術・技法継承事業、産地指導事業、需要開拓事業各事業の成果として、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。

伝統的工芸品産業支援補助金

令和6年度予算案額 **3.6億円 (3.6億円)**

製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室

事業の内容

事業目的

我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援を通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。

事業概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組を支援する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

補助 (産地組合・製造事業者等 : 2/3、
学校法人・コンサルタント等 : 1/2)



国指定伝統的工芸品の
製造協同組合等



【後継者・従事者育成事業】



【需要開拓事業】

- ・後継者・従事者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・需要開拓事業
- ・技術・技法の記録収集・保存事業
- ・意匠開発事業
- ・若年層等後継者創出育成事業

等を実施

成果目標

各協同組合等が、補助金を活用して振興計画を実現することを目指す。

長期的には、各産地の振興計画の実現によって、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。

コンテンツ海外展開促進事業

令和6年度予算案額 **11億円（11億円）**

商務情報政策局

コンテンツ産業課

事業の内容

事業目的

世界的な経済のサービス化・デジタル化、デジタルネイティブ世代を中心とした消費行動の変容が進む中で、アニメ・ゲーム・マンガ・音楽・映像などのコンテンツ産業は、中長期的に成長可能性のある産業領域である。また、IPの多元活用による商品・サービスの付加価値率向上、他産業への経済波及効果、インバウンド需要等を通じたサービス収支の改善、ソフトパワーの発揮などの観点からも有用である。我が国のコンテンツは世界的な認知度が高く、潜在的な可能性を有することから、戦略領域として産業振興を進めていく必要がある。

他方、ポストコロナ時代において、コンテンツを巡る世界の競争環境が激変している。国内市場は中長期的に縮小していくことが見込まれる中で、我が国のコンテンツ産業は迅速に世界の環境変化に対応する必要があり、とりわけデジタル化・グローバル化への対応が急務である。

本事業では、コンテンツ事業者が自らビジネスモデルの変革を行うことを前提として、日本のコンテンツ産業が抱える課題を解決し、その海外展開等の取組を支援することを目的とする。

事業概要

日本のコンテンツ産業の海外展開を促進するため、コンテンツの流通・発信強化のための基盤整備として以下の取組を行う。

- (1) 海外進出の起点となる「場の整備」
- (2) 海賊版対策の推進
- (3) 政府間対話に基づく国際連携の推進

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和14年度までに「海外における日本由来のコンテンツ産業市場規模」が7兆円になることを目指す。

工業所有権侵害防止用広報事業

令和6年度予算案額 9.5百万円 (9.5百万円)

事業の内容

事業目的・概要

- コピー商品問題は、粗悪な偽造部品に起因する事故や模造薬に起因する健康被害など、消費者自身に悪影響を及ぼす重大な問題です。
- コピー商品を容認しない消費者意識を醸成し、知的財産保護の重要性を国民の皆さまに広く認知して頂き、コピー商品の流通を抑制するための広報活動「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施するものです。

成果目標

- 訴求対象者のキャンペーン認知度を高める。
- キャンペーン認知者のコピー商品問題への関心度を高める。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

コピー商品撲滅キャンペーン

普及啓発コンテンツの作成

特設サイト、SNS等
各種メディアを通じた普及啓発

一般消費者

模倣品・海賊版に対する
消費者意識の醸成

株式会社海外需要開拓支援機構

令和6年度予算案額 **90.0億円（80.0億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務は海外で高い評価を得ており、海外における需要及び供給の拡大を通じた外需の獲得に繋がる可能性を有している。
- 他方、多くの企業は、リスクマネーの不足（リターンが見込まれるものの事業化まで時間がかかる、不確定要素が多くリスクを取る出資性の資金の不足）や事業の海外展開の足がかりとする海外拠点がない等の理由から事業の海外展開等を通じた外需の獲得に十分至っていない状況。
- このため、機構を通じたリスクマネー供給や助言等の支援を行い、民間事業者の海外展開等を促進することで、外需を取り込むとともに、海外における日本の魅力を高め（ブランド化）、我が国の経済成長に繋げるため、政府より機構に対し出資を行うものです。

成果目標

令和15年度末に以下を達成する。

- 機構の投資先のサービスを活用して海外展開等を行った事業者数：8,037者
- 機構が投資先のバリューアップとしてビジネスマッチングを行った事業者数：65者
- 機構の出資を呼び水に、民間から出融資された資金倍率：1.3倍

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

<投資対象の例>

- 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動に対する支援がミッション。
- 上記事業活動を行う全業種を対象に、特に「メディア・コンテンツ」「食・サービス」「ファッション・ライフスタイル」「インバウンド・観光」といった分野への投資を行っている。

<投資決定実績>

62件※：1,426億円
※事業者数:54社

<分野別投資状況>

メディア・コンテンツ

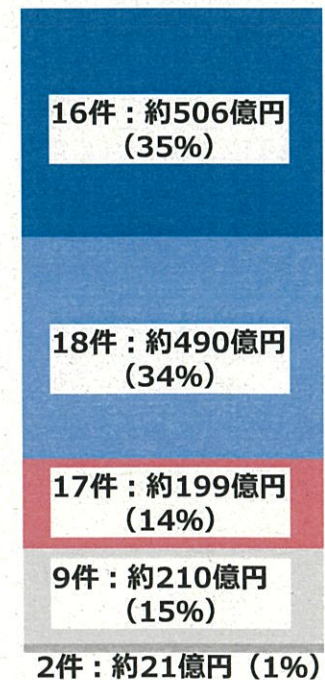
ライフスタイル

食

インバウンド

分野横断

※令和5年12月末時点



海外展開知財支援窓口

【令和6年度予算案額：11,554百万円の内数】

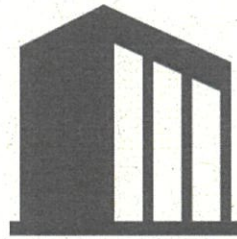
海外展開知財支援窓口（無料訪問支援）

- 企業での豊富な知財経験と海外駐在経験を有する「知財戦略エキスパート」が、中堅・中小企業等を全国どこでも無料で訪問し、海外ビジネス展開に応じた知的財産リスクの低減、知的財産の管理・活用に関してアドバイス・支援を行います。
- Web会議、メール、電話でのアドバイス・支援も行っています。

知財戦略
エキスパート

支援（訪問等）

- ✓ 企業での豊富な知財経験
- ✓ 海外駐在経験



中堅・中小企業等

海外展開

海外市場



これまでの支援例

- 海外知的財産事情を踏まえ、各社の事業展開に即した知財戦略の策定を支援
- 海外展開時の知財リスク軽減を見越し、ビジネスモデル構築や契約書策定についてアドバイス
- 技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえ、外国展示会出展、サンプル・図面提供の方向性等を提案
- 技術流出のリスクを軽減するための社内知財管理体制の構築を支援 等

お問い合わせ先

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）
 知財活用支援センター 知財戦略部
 海外展開知財支援窓口
 TEL：03-3581-1101（内線3823）
 E-mail：ip-sr01@inpit.go.jp

海外展開知財支援窓口 検索



中小企業等海外展開支援事業 令和6年度概算要求額 8.4億円（新規）

事業の内容

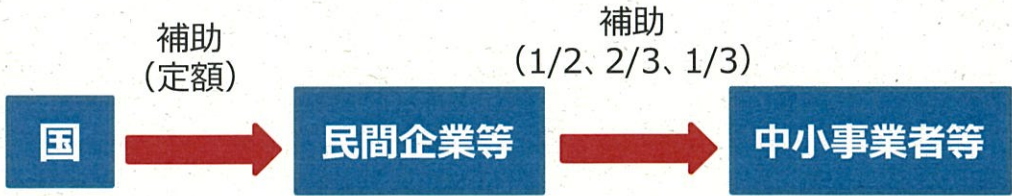
事業目的

中小・スタートアップ企業や大学等（以下「中小事業者等」とする）による国際的な知的財産戦略の構築を支援するため、外国出願費用、審査請求費用、拒絶理由通知への応答等の中間手続費用を助成し外国における権利取得を促進するとともに、海外での知的財産権侵害への対策費用を助成し、グローバルな知的財産権の取得、事業化及び権利行使につなげることを目的とする。

事業概要

- <海外権利化支援事業>
中小事業者等（特許法施行令10条）による外国出願や中間手続等に要する経費の一部を助成し、事業化も見据えた外国における産業財産権の権利化を支援する。
- <海外出願支援事業>
中小企業者等（中小企業支援法第2条）による外国出願に要する経費の一部を助成し、外国における産業財産権の出願を支援する。
- <海外侵害対策支援事業>
中小事業者等の海外での知財侵害への対策費用を助成し、外国における権利行使の促進を支援する。
- <海外知財訴訟保険事業>
中小企業者等が海外において知的財産侵害を理由とする訴訟の提起等を受けることにより生じた費用を負担する海外知財訴訟費用保険制度加入者の掛金の一部を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和6年から新規事業であり、短期的には支援件数に対する登録件数の割合70%以上を目指す。
 中期的には警告や行政摘発等を行いたいとする模倣品対策申請案件のうち実施に至った件数(割合)50%以上を目指す。
 最終的には海外知財訴訟費用保険への加入件数125社以上を目指す。